

平成18年度公営企業決算の概要

平成18年度公営企業決算のポイント

1 平成18年度における市町村の公営企業は、法適用企業が35、法非適用企業が63の、合わせて98事業（平成17年度と比較して2事業減）である。

2 法適用企業

(1) 全体の経常損益は、差引313百万円の赤字となっている。

前年度533百万円の黒字から赤字に移行した要因として、病院事業の赤字が838百万円増加したことが挙げられる。

(2) 交通事業は、乗合事業について長期的な乗客数の減少により、119百万円の赤字。

(3) 病院事業は、医業収益の減、退職者の増加等により、依然として厳しい経営状況にあり、赤字は前年度より大きく増加し1,219百万円となった。

3 法非適用企業

(1) 全体の実質収支は、248百万円の黒字（前年度は68百万円の黒字）。

(2) 徳島市のと畜場事業及び介護サービス事業の2事業が赤字。

(3) その他の事業は、黒字を維持しているが、一般会計からの繰入金に依存した事業が多くあり、その経営基盤は依然脆弱である。

(4) 下水道事業の実質収支は、353百万円の黒字であるが、歳入の多くを一般会計からの繰入金に依存している。繰入金の額は5,673百万円であり、歳入に占める割合は28.9%となっている。

4 公営企業債の残高

平成18年度末時点における、公営企業債残高は169,450百万円となっている（法適用企業76,281百万円、法非適用企業93,169百万円）。残高が多い事業は、下水道事業80,580百万円、上水道事業59,597百万円、病院事業14,221百万円となっている。

○法適用企業の経営状況

(単位：百万円)

事業名	数	経常収益	経常費用	経常 損益	利益		損失		累積欠損金		不良債務	
					数	数	数	数	数	数		
上水道	19 (19)	12,640 (12,834)	11,596 (11,711)	1,044 (1,123)	1,080 (1,161)	16 (16)	36 (38)	3 (3)	107 (141)	2 (3)	0 (0)	0 (0)
交通	3 (3)	1,885 (1,910)	2,004 (2,057)	△119 (△147)	20 (38)	1 (1)	139 (185)	2 (2)	882 (1,280)	2 (2)	535 (883)	1 (2)
病院	7 (7)	12,479 (12,918)	13,698 (13,299)	△1,219 (△381)	105 (107)	3 (3)	1,324 (488)	4 (4)	7,508 (7,523)	6 (6)	1,636 (1,830)	1 (1)
その他	6 (7)	862 (1,863)	881 (1,925)	△19 (△62)	108 (160)	3 (3)	126 (222)	3 (4)	1,709 (1,588)	4 (3)	1,932 (1,729)	2 (1)
計	35 (36)	27,866 (29,525)	28,179 (28,992)	△313 (533)	1,313 (1,466)	23 (23)	1,625 (933)	12 (13)	10,206 (10,532)	14 (14)	4,103 (4,442)	4 (4)

(注)「数」は、事業数。()は前年度の数値。

※ その他の内訳 (工業用水道事業1、市場事業1、観光施設事業2、宅地造成事業1、駐車場事業1)

○法非適用企業の経営状況

(単位：百万円)

事業名	数	収益的収支		資本的収支		実質 収支	黒字		赤字	
		収益	費用	収益	費用		数	数	数	数
簡易水道	14 (14)	1,183 (1,184)	942 (974)	1,193 (1,575)	1,441 (1,820)	381 (398)	381 (398)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
下水道	32 (32)	4,568 (4,872)	3,811 (4,016)	15,228 (15,574)	15,755 (16,428)	353 (202)	353 (202)	32 (32)	0 (0)	0 (0)
観光 (宿泊)	3 (4)	152 (202)	155 (201)	6 (7)	7 (7)	6 (10)	6 (10)	3 (4)	0 (0)	0 (0)
介護サービス	10 (10)	1,953 (1,882)	1,908 (1,896)	62 (465)	66 (504)	274 (234)	282 (234)	9 (10)	8 (0)	1 (0)
その他	4 (4)	402 (369)	313 (317)	168 (197)	248 (238)	△766 (△776)	7 (7)	3 (3)	773 (783)	1 (1)
計	63 (64)	8,258 (8,509)	7,129 (7,404)	16,657 (17,818)	17,517 (18,997)	248 (68)	1,029 (851)	61 (63)	781 (783)	2 (1)

(注)「数」は、事業数。()は前年度の数値。

※ その他の内訳 (市場事業1、と畜場事業2、宅地造成事業1)

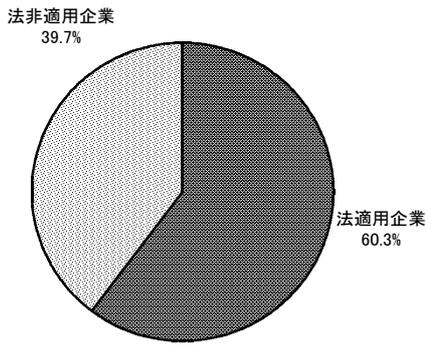
法適用企業・・・地方公営企業法の適用を受ける企業

法の適用を受けると、①企業の責任者として管理者を置き、②複式簿記に基づく企業会計方式を用い、③企業職員の身分取扱が一般職員と異にすることとなる。(水道事業、自動車運送事業など計7事業が法律上定められている。別に、病院事業は会計方式など財務に関する項目のみ適用すると定められている。)

法非適用企業・・・地方公営企業法の適用を受けない企業

上記のような規定が適用とならず、組織形態、会計制度、職員身分等は、普通会計に属するとそれらと同様である。(例：簡易水道事業、下水道事業等) ※条例により任意に法を適用させることも可能

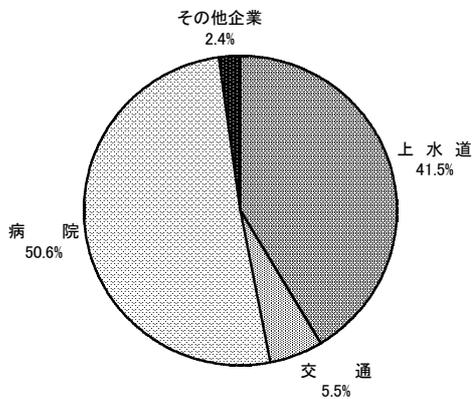
H18公営企業決算規模



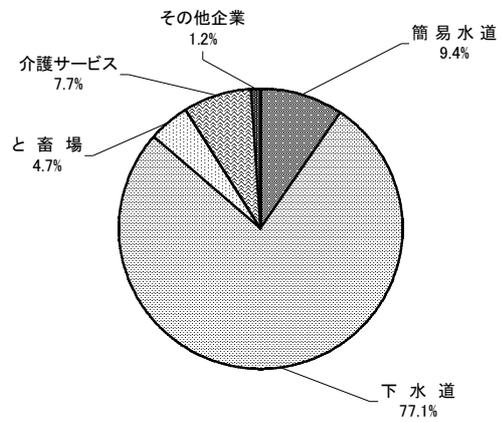
単位:百万円

法適用企業	38,958	上水道事業	16,159
		交通事業	2,150
		病院事業	19,731
		その他	918
法非適用企業	25,699	簡易水道事業	2,411
		下水道事業	19,810
		と畜場事業	1,206
		介護サービス事業	1,974
		その他	298
計			64,657

うち法適用企業決算規模

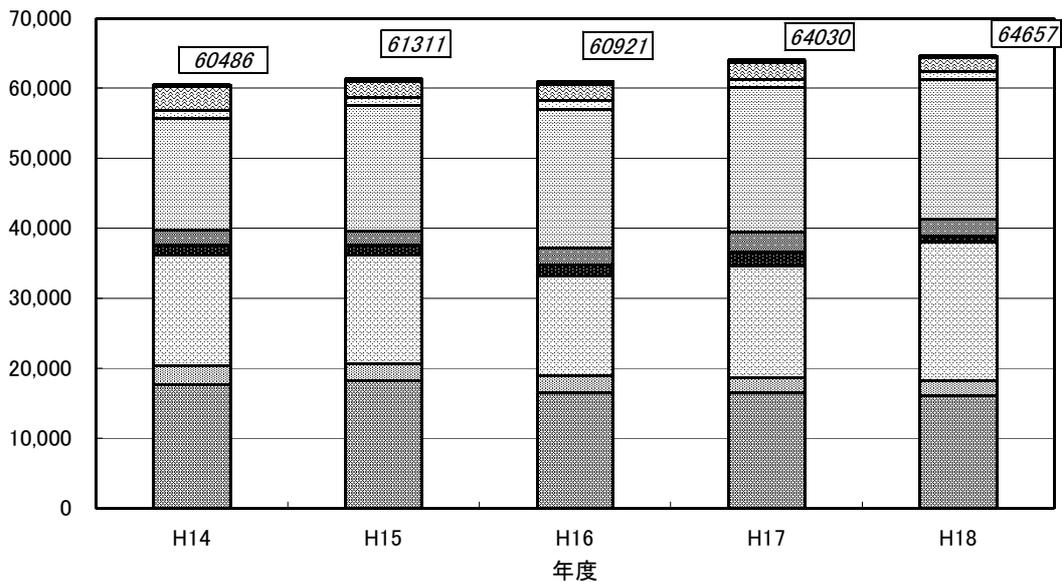


うち法非適用企業決算規模

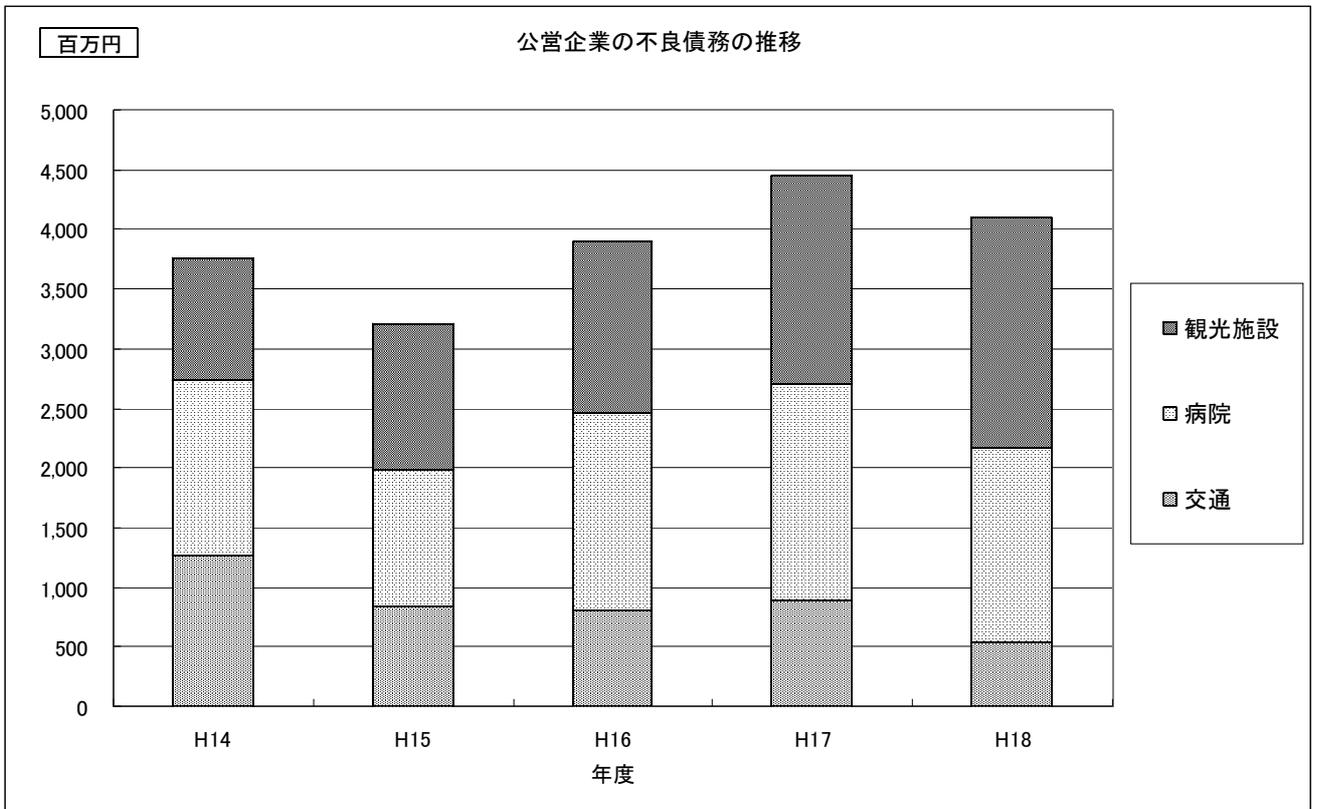
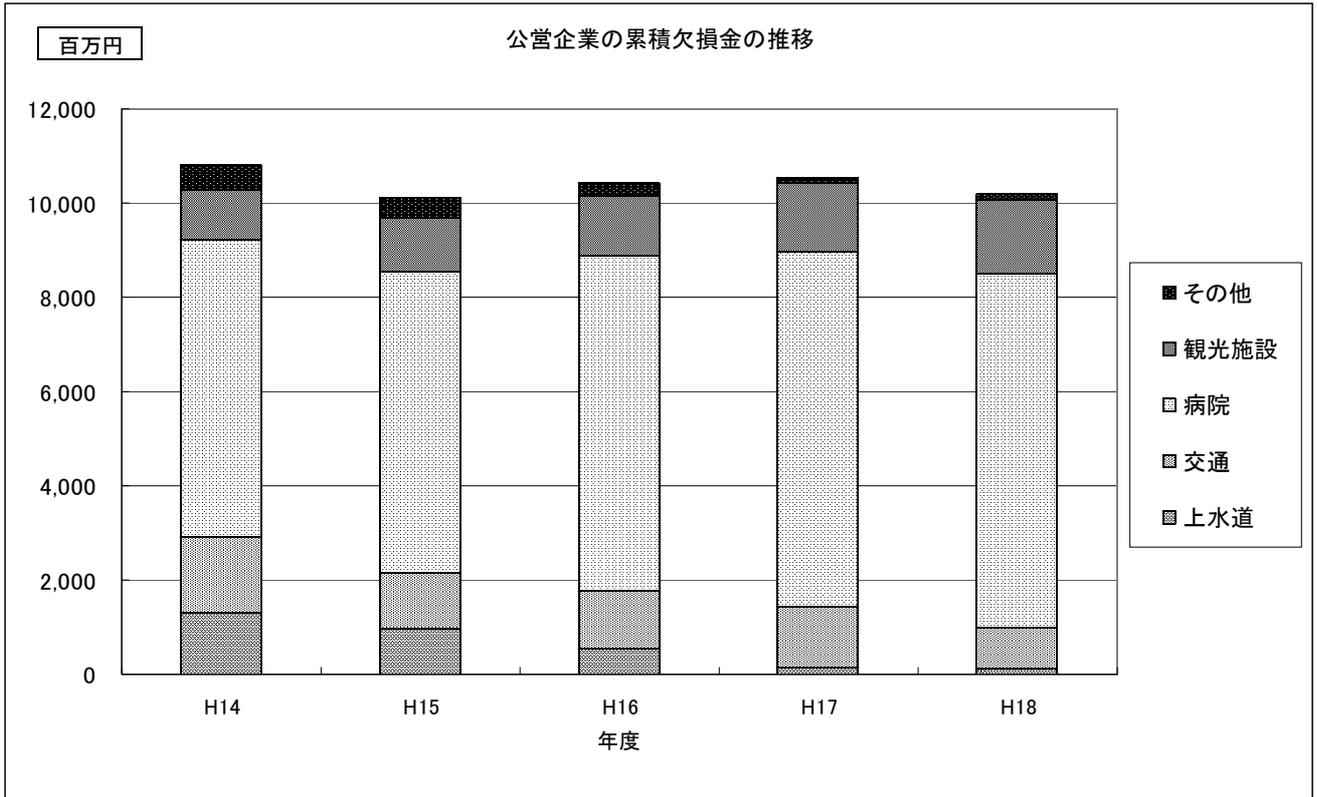


公営企業の決算規模の推移

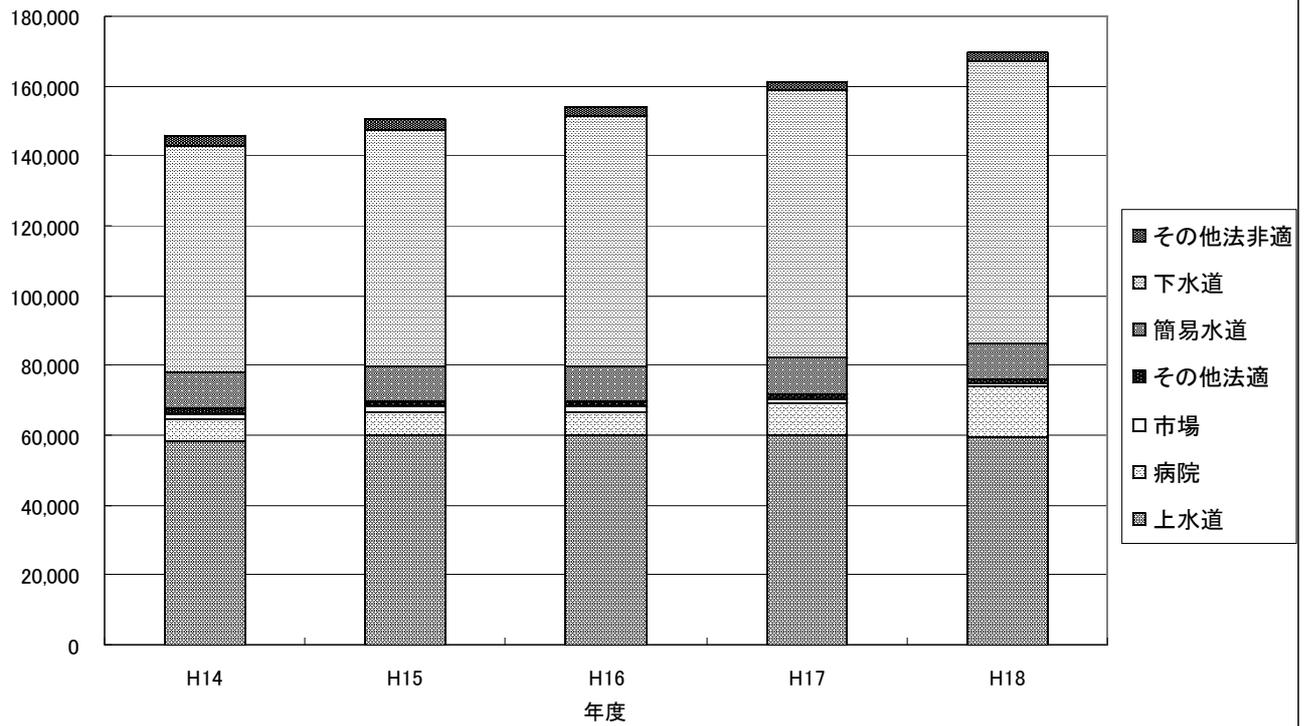
百万円



- その他法非適
- 介護サービス
- と畜場
- 下水道
- 簡易水道
- ■
- その他法適
- 病院
- 交通
- 上水道



公営企業債残高の推移



1 公営企業の概況

(1) 事業数

平成18年度末現在における県下市町村（一部事務組合含む。）が経営する公営企業の数、前年度に比べ2事業減の98事業（法適用企業35事業、法非適用企業63事業）である。

減少したのは、阿南市の宅地造成事業（法適用企業）及びつるぎ町の観光施設（その他観光）事業（法非適用企業）である。

(2) 決算規模

平成18年度の決算規模（歳出総額）は、64,657百万円（法適用企業38,958百万円、法非適用企業25,699百万円）で、前年度の64,030百万円（法適用企業36,629百万円、法非適用企業27,401百万円）に比べ627百万円、1.0%の増となっている。

2 法適用企業の経営状況

(1) 経営状況

平成18年度は、経営活動に伴う収入である経常収益が27,866百万円、経営活動に伴う支出である経常費用が28,179百万円であり、その差引である経常損益は313百万円の赤字（前年度533百万円の黒字）となっている。前年度の黒字から赤字に移行した大きな要因は、病院事業の赤字が838百万円増加したことである。

事業全体としては、水道事業、工業用水道事業、宅地造成事業及び駐車場事業が黒字で、交通事業、病院事業、市場事業及び観光施設事業（休養宿泊・索道）が赤字である。

赤字（経常損失）を計上した事業は、次のとおりである。

- ①水道事業・・・19事業中3事業（阿南市、三好市、東みよし町）
- ②交通事業・・・3事業中2事業（徳島市、鳴門市）
- ③病院事業・・・7事業中4事業（徳島市、三好市、那賀町、美波町）
- ④市場事業・・・1事業中1事業（徳島市）
- ⑤観光施設事業・・・2事業中2事業（徳島市・海陽町）

全35事業中12事業で赤字を生じており、赤字事業数は前年度より1事業減少している。赤字額は1,625百万円で前年度（933百万円）に比べ、692百万円の増となっている。

(2) 主な事業の概要

ア 水道事業

経常収益は12,640百万円(対前年度194百万円、1.5%の減)、経常費用は11,596百万円(対前年度115百万円、1.0%の減)で差引1,044百万円の黒字となり、前年度(1,123百万円の黒字)に比べ79百万円、7.0%の減となっている。

収益面では、年間有収水量(供給水量)が94,310千立方メートル(前年度比1.2%減)、料金収入は対前年度比で1.6%減少した。

費用面では、職員給与費が9.5%の減、減価償却費は前年度比2.9%の増となった。

『参考：有収水量の推移』

	H14	H15	H16	H17	H18
有収水量(千m ³)	97,408	96,123	95,811	95,414	94,310

イ 交通事業

経常収益は1,885百万円(対前年度25百万円、1.3%の減)、経常費用は2,004百万円(対前年度53百万円、2.6%の減)で、差引119百万円の赤字(前年度147百万円の赤字)となっている。

乗合事業について、自家用車の普及などにより、長期的に乗客数は大幅に減少しているが、平成18年度は若干回復している。しかし、貸切事業の乗客数が減少しており、料金収入は対前年度比2.4%の減と減少傾向が続いている。

『参考：乗客数及び保有車両数の推移』

	S45	S50	S60	H7	H17	H18
乗合事業(千人)	34,549	24,693	13,056	9,200	6,296	6,347
貸切事業(千人)	1,073	917	866	723	303	264
計(千人)	35,622	25,610	13,922	9,923	6,599	6,611
車両数(台)	—	229	222	185	140	141

ウ 病院事業

経常収益は12,479百万円(対前年度439百万円、3.4%の減)、経常費用は13,698百万円(対前年度399百万円、3.0%の増)で差引1,219百万円の赤字となっており、これは前年度赤字額(381百万円)に比べ838百万円の大幅増となっている。この大きな要因としては、徳島市民病院において、医業収益の減、退職者の増加により、1,301百万円の赤字を計上したことが挙げられる。

病院事業全体の医業収益は対前年度734百万円、6.7%の減となっている。経営構造の指標である医業収支比率は、前年度に比べ7.1%減少して、82.2%となっており、依然として経営は厳しい状況にあるといえる。

(注) 医業収支比率(%) = 医業収益 / 医業費用 × 100

(3) 累積欠損金の状況

平成18年度末における累積欠損金は10,206百万円で、前年度(10,532百万円)に比べて326百万円、3.1%の減となっている。累積欠損金を有する事業数は前年度と同数の14事業(全35事業)である。

ア 交通事業

徳島市において保有財産の処分等による特別利益があったため、492百万の減となり、全体では398百万円の減となっている。

イ 病院事業

徳島市について、園瀬病院は、平成19年度中の廃止を控え特別に繰入をしたため、1,287百万円の減だったが、徳島市民病院において1,332百万円の増となったため、徳島市としては45百万円の増となった。

病院事業全体では、昨年度とほぼ同じ7,508百万円となっている。

『累積欠損金の状況』

(単位：百万円)

事業名	市町村名	累積欠損金	前年度比	増減率(%)
水道事業	美馬市、三好市	107	▲34	▲24.4
交通事業	徳島市、鳴門市	882	▲398	▲31.1
病院事業	徳島市、三好市、那賀町 美波町、海陽町、つるぎ町	7,508	▲15	▲0.2
市場事業	徳島市	7	7	皆増
観光施設事業	徳島市、海陽町	1,678	119	7.6
宅地造成事業	徳島市	24	▲5	▲18.3
	計	10,206	▲326	▲3.1

(4) 不良債務の状況

平成18年度末において、資金の不足額を示す不良債務額は4,103百万円で、前年度(4,442百万円)に比べ339百万円、7.6%の減となった。

不良債務を有する事業数は、前年度と同数の4事業(全35事業)である。不良債務の状況を事業別にみると、次のとおりである。

ア 交通事業

鳴門市については、料金収入の減少等により535百万円(対前年度121百万円、29.1%の増。営業収益の236.4%)となっている。

なお、前年度まで不良債務が発生していた徳島市は、保有財産の処分等により、不良債務を解消した。

イ 病院事業

徳島市について、園瀬病院は平成19年度中の廃止を控え、特別に繰入をしたため、不良債務が解消したが、徳島市民病院は医業収益の減、退職者の増加により不良債務が増加した。このため徳島市の病院全体では、

1,636百万円(対前年度194百万円、10.6%の減。営業収益の28.8%)となっている。

ウ 観光事業

索道事業(徳島市・眉山ロープウェイ)については、利用客の低迷により、1,927百万円(対前年度198百万円、11.5%の増。)となっている。

休養宿泊事業(海陽町・みとこ荘)については、4百万円(対前年度皆増)となっているが、平成19年度中に廃止の予定である。

『不良債務の状況』

(単位：百万円)

事業名	市町村名	不良債務額	前年度比	増減率(%)
交通事業	鳴門市	535	▲347	▲39.3
病院事業	徳島市	1,636	▲194	▲10.6
観光施設事業	徳島市、海陽町	1,932	202	11.7
	計	4,103	▲339	▲7.6

3 法非適用事業の経営状況

(1) 実質収支

歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を控除した、その会計の決算額である実質収支は、248百万円の黒字（前年度は68百万円の黒字）となっている。

実質収支で黒字を生じた事業数は61事業で、赤字を生じた事業は2事業（徳島市・と畜場事業、介護サービス事業）である。なお、徳島市の介護サービス事業は平成19年度末をもって廃止の予定である。

(2) 収益的収支（経営活動に伴う収支）

平成18年度の総収益は8,258百万円、総費用は7,129百万円、差引1,129百万円の黒字（前年度1,105百万円の黒字）で前年度に比べ、24百万円、2.2%の黒字増となっている。

(3) 資本的収支（建設改良及びそれに係る償還金に係る収支）

平成18年度の資本的収入は16,657百万円、資本的支出は17,517百万円、差引860百万円の赤字（前年度1,179百万円の赤字）であり、前年度に比べ319百万円、27.1%の赤字減となっている。

(4) 主な事業の概要

ア 簡易水道事業

実質収支は381百万円の黒字となっている。前年度(398百万円の黒字)に比べ17百万円、4.3%の黒字減となっている。

収益的収支は241百万円の黒字(対前年度31百万円、15.0%の増)、資本的収支は248百万円の赤字(対前年度3百万円、1.2%の増)となっている。

イ 下水道事業

実質収支は353百万円の黒字となっている。前年度(202百万円の黒字)に比べ151百万円、74.8%の黒字増となっている。

収益的収支は757百万円の黒字(対前年度99百万円、11.6%の減)、資本的収支は527百万円の赤字(対前年度327百万円、38.3%の減)となっている。

ウ 介護サービス事業

実質収支は274百万円の黒字となっている。前年度(234百万円の黒字)に比べ40百万円、17.1%の黒字増となっている。

収益的収支は45百万円の黒字(対前年度59百万円の増)、資本的収支は4百万円の赤字(対前年度35百万円、10.3%の減)となっている。

4 公営企業債の状況

平成18年度末時点における、公営企業債残高は169,450百万円（法適用企業76,281百万円、法非適用企業93,169百万円）であり、前年度（161,202百万円）に比べて8,248百万円、5.1%の増となっている。

残高が多いのは、下水道事業80,580百万円（対前年度4,130百万円、5.4%の増）、上水道事業59,597百万円（対前年度420百万円、0.7%の減）、病院事業14,221百万円（対前年度5,144百万円、56.7%の増）となっている。

なお、病院事業の残高が大幅に増加したのは、徳島市民病院改築に伴い、病院事業債を発行したためである。

5 今後の課題

近年、我が国においては、公的サービスの多様化や規制緩和の進展など、社会経済情勢の著しい変化が進み、また、地方財政は危機的な状況にあるなど、地方公営企業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたって地方公営企業がその本来の目的である公共の福祉を増進していくには、このような環境の変化に適切に対応して、地方公営企業のあり方を絶えず見直していくことが必要である。

このような中、国より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日付け総行整第11号、以下「新行革指針」と言う。）が示され、地方公営企業については、サービスの必要性、意義等を再度検討するとともに、事業を実施していく上では、指定管理者制度、PFI事業、外部委託等、民間的経営手法の導入を検討すること、積極的な情報開示に取り組むこと、給与・定員管理の適正化等に努めることが求められたところである。

また、本年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が公布され、地方公営企業については、毎年度資金不足比率を公表し、基準を超える場合は、経営健全化計画の作成が義務づけられた。さらに、新たな指標として、連結実質赤字比率（全会計の赤字額の標準財政規模に対する比率）が設けられ、公営企業の資金不足額が、その団体の財政健全化に影響を与えることになった。（法律全体の施行は、平成21年4月1日から）

一方、厳しい地域財政の状況を背景に、公営企業に対する住民の視線も、これまで以上に厳しいものとなっている。地方公営企業が、本来の目的である公共の福祉の増進を果たしていくには、「新行革指針」で策定することとされた「集中改革プラン」を着実に実行し、住民の理解と協力を得ながら、一層の効率化、活性化、経営の健全化等経営基盤強化に取り組んでいく必要がある。

公 営 企 業 の 用 語

(法適) ……総費用－減価償却費＋資本的支出

○決算規模＝

(法非適) ……総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

プラスなら経常利益（黒字）

○経常損益＝経常収益－経常費用＝

マイナスなら経常損失（赤字）

○累積欠損金とは

営業活動により欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等で埋め合わせできなかつた各事業年度の損失額の累積をいう。

→赤字の累積額

○不良債務とは

流動負債の額が流動資産の額を超える場合に、その超える額をいう。

→資金不足のため、支払えない債務がある場合

流動資産の主な内容（現金・預金、未収金、貯蔵品）

流動負債の主な内容（未払金、一時借入金）

○法非適企業の用語

形式収支＝収益的収支差引＋資本的収支差引－積立金＋前年度繰越金
－前年度繰上充用金

実質収支＝形式収支－翌年度繰越財源